

令和4年度 第2回鳥取県公共事業評価委員会 議事録

- 1 日時 【現地調査】令和4年9月6日(火) 8:00~11:45
【会議】同日 13:00~15:35
- 2 場所 【現地調査】県営畑地帯総合整備事業(中山3期地区)
一般国道313号道路改築事業(北条倉吉道路(延伸))
【会議】県庁 議会棟3階 特別会議室
- 3 出席者 【委員】猪迫会長、唐澤会長代理、南野委員、白石委員、川原委員、
岸田委員(現地調査のみ出席)、村江委員
【現地調査説明者】農地・水保全課：上田補佐
道路建設課：田中係長
【会議説明者】農地・水保全課：森田課長、上田課長補佐
道路建設課：永田課長
【事務局】澤会計管理者、井上工事検査課長ほか工事検査課職員
【傍聴者等】建設工業新聞記者 計1名

4 概要

(1) 開会・委員会の成立

- ・10名中6名の委員の出席(過半数出席)により、令和4年度第2回評価委員会が成立する旨の報告。

(2) 議事録署名委員の指名等

- ・会長が、白石委員と村江委員を議事録署名委員に指名。
- ・会議内容を非公開とする特段の理由はなく、公開を決定。

(3) 評価対象事業の説明、質疑等

【現地にて概要説明】

- 県営畑地帯総合整備事業(中山3期地区)
上田事業担当課長補佐が資料を用いて概要説明。
- 一般国道313号道路改築事業(北条倉吉道路(延伸))
田中事業担当係長が資料を用いて概要説明。(台風11号による強風のため車窓にて)

【現場調査質疑応答】

○県営畑地帯総合整備事業（中山3期地区）

（会長）

個人給水栓は、何メートルおきに設置しているのか。

（事業担当課）

個人給水栓は、基本、ほ場1つ毎に設置している。

（会長）

先ほど見たほ場では、ブロッコリーのあるほ場のところだけ設置しているのか。

（事業担当課）

今、個人給水栓設置の希望者をとりまとめており、希望されている方のほ場に設置している。

（会長）

その畑には個人給水栓が付いていないが、これは希望されていないということか。

（事業担当課）

今の時点では設置を希望されていないと思われる。希望とりまとめは今も行っており、要望は随時頂いている。

果樹園とかは、1か所に1個ずつ個人給水栓をつけているが、芝畑などは2つのほ場に1個つけて、ホースを引っ張ってきて使う方もいる。

（会長）

この辺りでは個人給水栓を共同で使うことはないのか。

（事業担当課）

取り外しができる散水施設については、転用して使う方もいる。

（会長）

共同給水栓は、農家の方が使うたびに課金するのか。

（事業担当課）

使用量毎にお金が発生する。

(会長)

自動販売機のように、お金を入れたら出てくるのか。

(事業担当課)

(共同給水栓に備え付けている利用簿を提示)

使った方が自分の名前と使用量を利用簿に書いて、この用水を管理している大山山麓地区土地改良区連合が集計し、使用量に対してお金をいただく。

(会長)

農家の方以外が共同給水栓を使えなくするような仕組みはあるのか。鍵があるとか。

(事業担当課)

ない。

(事業担当課)

消防署と協定を結んでおり、防火用水として使用することもあるので鍵などは付けていない。

(会長)

(勝手に水が使われないよう) あまり存在は知られない方が良いのでは。

(事業担当課)

道路を走行しているとどうしても見える。ただ、これが、水が出る施設であるか認識されているかは別である。

(地元関係者)

最初は心配していたが、無断で水を使用されたことはない。

(委員)

この共同給水栓は、農協の組合員とかの方が申し込まれて使うのか。

(事業担当課)

中山町畑地土地改良区に所属している組合員の方が事業の受益者であり、組合員の方であればどなたでも水をお使いいただける。ただ、水を使うにあたっては、共同給水栓の場合は使った水量毎に使用料が発生し、個人給水栓の場合は面積当たり使用料を毎年支払っていただく必要がある。

(会長)

水の単価はいくらか。

(事業担当課)

共同給水栓は1立方メートルあたり60円。個人給水栓は0.1ヘクタールあたり1,400円で、個人給水栓1基あたり0.3ヘクタールのほ場設置と仮定しており、1基設置すると年4,200円を農家から頂いている。

(会長)

個人給水栓の方は、いくら水を使っても定額なのか。

(事業担当課)

定額である。

(委員)

個人給水栓は、要望があれば誰でも設置してもらえるのか。

(事業担当課)

本地区は令和7年度まで事業期間があるが、この期間に設置が間に合うまで、現在要望とりまとめを行っており、改良区の組合員の方で、こちらに農地をお持ちの方はどなたでも設置できる。ただし、施設を設置するための工事費の一部、および0.1ヘクタールあたり1,400円の水代はお支払いいただく必要がある。

(会長)

希望されている農家の皆さんの個人給水栓設置が終わって事業終了した時、共同給水栓はそのまま残すのか。

(事業担当課)

先ほど説明したように、防火用水としての利用もあるので、撤去せずに残す。

(事業担当課)

水圧の関係で、個人給水栓が設置できない農地もあり、そういうところはこの共同給水栓を使っていたら。

(委員)

雨の少ない時とか、下蚊屋ダムの水量が減った場合は、取水制限をかけるのか。

(事業担当課)

現在、まだ取水制限をかけたことはない。ダムの水量にそれなりの余裕があるのではと思うが、この地区では水が不足して取水制限がかかったといった事例はない。ダムとしては今言った様に取水制限した事はないが、ダム自体は河川から取水して貯水しており、取水できる水の量、水利権とありますが、時期によって波はある。淀江町の砂地のほ場は、春先には植付けの他に風で砂が飛ぶのを抑えるために散水の為に水を使っており、この時期は水が若干足りないという話があり、ダムの所有者である農林水産省と話をし、この時期にも十分水が使えるよう水利権の変更を一昨年させていただいている。このように柔軟に国と話をしながらきちんと使えるよう対応している。

(事業担当課)

今年は例年より雨が少なかったという事で、例年よりダムの貯水量は少なかったが、このダムでは小水力発電を行っており、水を放流して発電して中国電力へ売電しているが、この放水量を農家の営農の為に調整した。今年、日野川流域では取水制限があったが、このダムでは取水制限を行わず、水を十分に使用していただけるよう調整を行っている。

○一般国道313号道路改築事業（北条倉吉道路（延伸））

(委員)

ジャンクションの橋脚の高さが15mというのがイメージできない。山陰道の泊IC付近の高架橋の橋脚と比べてどうなのかというのが分かりやすいが、どれくらいの高さなのか。

(事業担当課)

山陰道の泊IC付近の高架橋の橋脚ほどは高くない。本事業の橋脚は地上部分で約15mの高さであり、一般的な建物でいうと4～5階建てに相当する高さである。現状の高さからあと2～3m程度高くなるイメージである。

(会長)

山陰道の東郷池を望むあたりも橋脚高さがかかなり高いが、比べるとどうか。

(事業担当課)

山陰道の東郷池を望むあたりの橋脚もかなり高く、こちらの橋脚はもっと低いものになる。

(会長)

橋脚は、現在PE 5までできているのか。

(事業担当課)

その通り。

(会長)

PE 4、3、2は松林を伐採して作るということか。

(事業担当課)

その通り。PE 4、3、2は松林を買収して、そこに設置する。この松林は保安林になっており、今回の工事でランプ橋を作る部分については、保安林を解除する手続きを進めている。

(会長)

伐採で失われる保安林のかわりに、海側に植林したりするのか。

(事業担当課)

橋脚を設置することで失われる保安林に相当する植林を行うこととしているが、現在の保安林の範囲内に追加で植林して木の間隔を密にすることで保安林の機能を確保する方針で協議を進めている。

(委員)

木の間隔を密にすることで現況程度に飛砂を抑えられるのか。

(事業担当課)

部分的に密にすることで飛砂に対する機能を確保する方針で協議を進めている。

(委員)

北条キャンプ場周辺は、国の工事範囲だと思うが、中部地震の影響か分からないが国の工事が始まってから大雨時に冠水するようになり、北条キャンプ場前の駐車場に駐車できないような状況になったと聞いている。今回のジャンクション工事により同じような影響が出ることは考えられないか。

(事業担当課)

工事をしている国土交通省倉吉河川国道事務所に確認したところ、昨年7月の大雨時に、

道の駅周辺にある調整池が溢れて、標高の低い箇所が浸水したということがあったようだ。ジャンクションの工事については、橋脚部分の基礎に杭を打つことになっており、その他の範囲では大きな沈下が発生することはないと考えている。

(会長)

調整池の具体的な位置はどこか。

(事業担当課)

調整池はEランプ橋に囲まれた内側の部分に設置する計画である。

(委員)

隣接するオートキャンプ場への営業や人流等についての影響はないのか。

(事業担当課)

オートキャンプ場は現在の位置で変わらない。現在の駐車場のあたりが鳥取方面の道路となり、駐車場を海側へ移設することとなるが、オートキャンプ場自体は営業を続けられると考える。

(会長)

以前から説明のあった、事故が発生している交差点というのはオートキャンプ場入口の交差点のことか。

(事業担当課)

その通り。前後の道路が自動車専用道路となっており、信号の交差点となっていることが事故の多い原因と考えている。追突事故が多く発生している。

(会長)

もう一つ西側の国道313号との交差点についてはどうか。

(事業担当課)

現在は通行止めにして一時的に信号を撤去しているが、あちらも信号のある交差点なので、同様の状況である。

現地終了

【会議室にて詳細説明】

○県営畑地帯総合整備事業（中山3期地区）

森田事業担当課長及び上田事業担当課長補佐が資料及びパワーポイントを用いて詳細説明。

○一般国道313号道路改築事業（北条倉吉道路（延伸））

永田事業担当課長が資料及びパワーポイントを用いて詳細説明。

【質疑応答】

○県営畑地帯総合整備事業（中山3期地区）

（会長）

この表（資料25ページ下）の中の維持管理費節減効果は、基準年である表中①の欄にも減少を示す▲が付いているが、これはどういう意味か。

（事業担当課）

表中①は基準年ではなく、平成30年度に承認された計画変更時点の効果として、維持管理費節減効果でマイナス効果が出ている。

（会長）

基準年はスタートとは別のところにあるということか。何かと比べているからマイナスが出ているのではないか。

（事業担当課）

マイナスとなっているのは、新設整備の場合、今ないものが新しく施設が整備され、その施設に必要となる維持管理費が、年間あたりこれだけ掛かってしまうということ。この表に書いてある数字は年効果額であり、これを最終的には評価年間で社会割引率をかけて現在価値化している。

（会長）

そうではなく、単純に▲（マイナス）となるのはなぜなのかということ。

（事業担当課）

維持管理費は、新しく施設を作る事によって生じるので、効果としてはマイナスとなる。事業をやらなかったら、かからなかった費用である。

(会長)

分かった。維持管理費が必要となること自体が、効果としてはマイナスだと。

(事業担当課)

畑地かんがい施設の場合が一番良い例で、何も施設がなかったら維持管理費はゼロだが、施設ができればそれに対する維持管理費が掛かり、その分がマイナスの効果である。

(会長)

単純に減少という事ではなくて、プラスかマイナスかのマイナスの意味か。

(事業担当課)

その通り。余分に費用が掛かってくるから、その分効果がマイナスとなる。

(委員)

作物生産効果について、作物の収量が増加する効果として資料に書かれていたかと思う。

この計算式を見ると「増収率×現況の単価」となっていて、現在の価格で計算しているようだが、生産量・供給量が増えたら価格は下がるのではないのか。その分を過剰に推定してしまっているのではないのか。

(事業担当課)

質問の主旨は、作物の生産量が増えると市場原理が働き、単価は安くなっていくのではないかということか。品質向上効果では、品質が上がったことにより各等級が何円になるかというところを、実勢の価格を反映させている。例えば作物生産効果で増収となった時に単価が下がっていれば、品質向上効果で実際の単価を反映させており、その分単価は圧縮され、効果算定に反映されていると考える。

(委員)

計算としては、まず作物生産効果を計算して、次に品質向上効果を計算して足し算している訳であり、そうすると作物生産効果において既に単価が過剰評価されており、そのあと品質向上効果で調整されているというが、調整されていないのではないか。

(事業担当課)

資料の表では、単価200円が250円に上昇すると例示しているが、増収によって大幅に価格が下がれば、極端に言えば150円になった場合、品質向上効果の算出でマイナスとなってくるのではないかと。

単価200円で収量120トンとして計算してしまえば、その分過剰に計算しているので

はないかという話だと思う。どこまで吸収できているかは別だが、品質向上効果の算定で使用する単価が、例示では200円が250円になるとしているが、価格低下が生じているのであれば、全体的な平均で価格を決めているので、250円が230円と増収に伴う低下分を見込んだ価格となる。実際、どこまで相殺されているかは難しいところだが、ある程度そこで吸収できている。

(委員)

分かった。

(委員)

品質向上効果では、事業をしなければ現状のままということだが、概要説明資料14ページ上「③「品質向上効果」の低下について」の右図では、現況の品質を確保する機能がなくなり効果が下がっていくイラストとなっているが、これは何を想定しているのか。

(事業担当課)

こちらの図は、今回の新設整備のほか、再建設整備など複数のパターンに対応した説明図となっている。本地区の畑地かんがい施設は新設整備であり、事業を実施しなければ現状のまま、事業実施すれば現状より効果が上がる。もし用水を供給する畑地かんがい施設が既にある場合は、事業を実施しなければ機能が喪失するため、委員が質問したイラストのとおり品質が低下してしまい、事業を実施すれば元通りの品質が確保される、あるいは今まで不足していた水が十分行き渡るように整備するならば更に品質が向上する、ということを説明しているイラストである。

(委員)

概要説明資料15ページ上「③「品質向上効果」の低下について」の表の中の計算式では「②×③」とあるが、「②×(1+③/100)」の間違いではないか。

(事業担当課)

委員ご指摘の通り。記載した計算式は間違っている。

(会長)

概要説明資料14ページ上「③「品質向上効果」の低下について」の左図では「②作物の品質や商品化率の向上」と記載しているが、「向上」ではなく「減少」の間違いではないか。施設がそのまま維持できていれば今と変わらないが、施設がなければ低下する。

再建設整備の場合、今ある施設が稼働しているから効果が向上するのであり、施設がなくなれば効果が低下するということだと思う。

(事業担当課)

ここでいう「向上」とは、事業を実施しなかった場合の品質と、実施した場合に維持される品質との差で、この差分を品質の向上と表現している。

(会長)

この事業は新設整備であり、この質問とは関係しない。個人的に確認しただけである。

(会長)

質問も尽きたことから審議は以上としたい。

この事業について委員から質問いただき事業担当課から回答があったが、特段大きな宿題や、もう一度確認したいことはないように思われるので、諮問された事業の継続は妥当ということでとりまとめしてよろしいか。

(各委員)

(異議等の発言なし)

(会長)

ではそのような方向で取りまとめさせていただく。この事業については、特段大きな宿題等はないので、事業の継続は妥当であり、付帯意見等もなしという事で取りまとめ、知事への答申本案の作成に向かうこととする。

○一般国道313号道路改築事業（北条倉吉道路（延伸））

(委員)

調整池とは、浅いプールのようなものを作るのか。

(事業担当課)

その通り。調整池は、沈砂地のようにブルーシートで底を覆ったりせず、地中に雨水を浸透させ、目的を果たすものである。

(委員)

現地説明で、飛砂防備保安林を一部伐採して、伐採した保安林相当の植林を行うと聞いたが、飛んできた砂で調整池が埋まることはないのか。また、既に設置済みの調整池の影響で、北条キャンプ場周辺が冠水したという話があったが、この調整池を作ることで水の流れが変わって、そういった影響が出ることはないのか。

(事業担当課)

調整池は、設置後も管理を行うこととしており、砂等が溜まったら、適宜撤去する等の対応を行うこととしている。

国土交通省に確認したところ、周辺の冠水については、異常な降雨時に近隣のブドウ畑が冠水したということは把握されている。今回設置する予定の調整池では、降雨の状況にもよるが、道路の排水量を計算した上で設計しているので、溢れるということは今のところ考えていない。

(会長)

冠水については、既存の調整池で雨水が捌ききれなかったため溢れたということで、調整池があったため浸水したわけではないという現地説明だったと思う。

(会長)

質問ではないが、スライド4-②において、大小関係(符号)が逆となっている。

(事業担当課)

訂正する。

(会長)

迂回路について、第1回委員会の審議の際には地元の意向が強かったとのことだったが、警察からも強い意向があったということか。

(事業担当課)

警察からも意見があったが、地元からの意見が特に強かったようである。迂回するとなると北栄 IC から降りた後(県道羽合東伯線まで)バックすることになることと、旧国道313号に交通が集中することが考えられるので、整備されて通行できる区間は通すということで、5年間の通行止めを2年間までとする方針で地元と話がついたところ。

(会長)

スライド15-⑧において、東西の一般道のマイナスの合計が北条ジャンクションの将来交通量の増分である100と合わないが、考え方を教えてほしい。

(事業担当課)

一般道のマイナス数値は、見える範囲での代表的箇所を挙げており、範囲外の数値もあるため、合計と将来交通量の増分とが合わない表記となっている。

(会長)

将来交通量の64や164というのは、トータルの予測値であり、当該スライドで表示している一般道の交通量は見える範囲内での数値ということか。

(事業担当課)

その通り。概ね10km圏内を表示していると考えていただければよい。

(会長)

理解した。

(会長)

費用便益比について、1.0以上はなんとか確保しているが、年々厳しくなっており、次回再評価ということになった場合、1.0を切りかねない状況なので、早く作り上げてもらいたい。ただ、一方で費用便益比のみでの評価では地方部では重要な道路ができなくなる懸念もある中で、独自に定性的評価を導入して評価を実施しており、その結果もほぼ満点となっていることから、効果的などころでこれを作るところは特に問題はないと思う。

(会長)

委員のみなさん、質問等ないか。
よろしいか。

(各委員)

(意義等の発言無し)

(会長)

質問は出尽くしたと思われる。この事業については、特段の大きな問題も出ていないことから、諮問された事業の継続は妥当であるという方向でとりまとめるがよろしいか。

(各委員)

(異議等の発言無し)

(会長)

それでは、諮問された事業の継続は妥当であるという方向でとりまとめ、知事への答申案の作成に向かうこととする。

令和4年9月6日

会 長 猪 迫 耕 二
署名委員 白 石 秀 壽
署名委員 村 江 利 津